

全日本テコンドー協会 利益相反ポリシー

当協会は、事業を実施するに当たり、本連盟役職員、会員、専門委員会・特別委員会の委員その他当協会に關与している者並びにこれらの者と密接に關係する者（以下、「当協会關係者」という。）と当協会との間で生じ得る利益相反を以下のように適正に管理する。

1 利益相反取引該当性

当協会と取引の相手方との取引が、以下に該当する場合、利益相反取引に該当する可能性があるものとし、理事会での承認対象とする。ただし、その対価が、別途定める基準を下回る場合にはこの限りではない。

（１）当協会關係者、その配偶者又は同居の親族が次の①ないし③に該当する取引

①取引相手である

②取引相手の役員（会社にあつては取締役または執行役、その他の法人にあつては理事）である

③取引相手の株式または持分の20%以上を保有する

（２）当協会關係者が、現在又は過去に、雇用されまたは所属したことがある会社又は団体が（１）①に該当する取引

2 利益相反の判断基準

当協会關係者の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、理事会はこれを承認できないものとし、特に、次のような場合には、原則として、利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断される。

（１）当協会關係者が個人的な利益を優先させていると判断できる場合

（２）当該取引により、当協会の社会的責任が果たされないと客観的に判断できる場合

3 關係者の責務

当協会は、透明性の高い事業実施のため、当協会關係者に対し、利益相反の弊害の理解を深めるべく、十分な啓蒙活動を行う。

当協会は、当協会關係者に対して利益相反反管理体制に必要な情報の開示を求め、適切に対処する。

当協会關係者は、当協会に対し、必要な情報の開示を行う。

以上